

## 姫路市立保育所における紙おむつの定額制利用サービス事業

### プロポーザル審査委員会設置要領

#### 1 目的

姫路市立保育所における紙おむつの定額制利用サービス事業を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、姫路市立保育所における紙おむつの定額制利用サービス事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

#### 2 所掌事項

審査委員会は、事務を所掌する。

- (1) 姫路市立保育所における紙おむつの定額制利用サービス事業のプロポーザル募集要項の確認に関すること。
- (2) 提案書等の審査及び候補者の選定に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認めること。

#### 3 構成員

審査委員会は、以下に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) こども未来局長
- (2) 教育保育部長
- (3) こども育成部長
- (4) 幼保連携政策課長
- (5) こども支援課長
- (6) こども未来局長が指名する保育所長2名以内

#### 4 運営

- (1) 審査委員会に委員長を置き、委員長はこども未来局長の職にある者をもって充

てる。

- (2) 委員長は、審査委員会の会務を総理する。
- (3) 委員長に事故あるときは、教育保育部長の職にある者がその職務を代理する。
- (4) 審査委員会は、委員長が招集する。
- (5) 委員長は、審査委員会での検討に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

## 5 その他

- (1) 審査委員会の庶務は、こども保育課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。
- (3) この要領は、姫路市立保育所における紙おむつの定額制利用サービス事業の覚書を締結したときに廃止する。